

業務指示書

ベトナム国被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年8月22日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年8月27日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）

であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求める。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者が（本邦登記法人の場合は）本邦登記簿に登録されています。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

(○) 3者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：人身取引対策、省庁間連携、ジェンダーと開発に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したもののが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（ ）若手加点の対象とする。

（○）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／人身取引対策／省庁間連携／啓発活動）】

- 1) 類似業務の経験：省庁間連携に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）
JICAによる下記の研修に参加していることが望ましい。
 - ・能力強化研修「農業・農村開発とジェンダー」（2013、2014、2015）
 - ・能力強化研修「ジェンダー主流化」（2016、2017）
 - ・総括クラス向けジェンダー研修（2018）

【業務従事者：担当分野 業務調整／研修管理／ジェンダー】

- 1) 類似業務の経験：研修管理／ジェンダーに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）
JICAによる下記の研修に参加していることが望ましい。
 - ・能力強化研修「農業・農村開発とジェンダー」（2013、2014、2015）
 - ・能力強化研修「ジェンダー主流化」（2016、2017）
 - ・総括クラス向けジェンダー研修（2018）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

(1) 提出期限：2018年9月7日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部

見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0048 円 , US\$1 = 111.049 円 , EUR1 = 129.769 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プrezentationは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 9月12日(水) 10:00 ~ 12:30

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 227会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー・オーディオ機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／人身取引対策／省庁間連携／啓発活動
業務調整／研修管理／ジェンダー

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

43.26 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年9月20日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ベトナム国被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)
(1) 類似業務の経験	6.00
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00
2. 業務の実施方針等	(30.00)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00
(3) 要員計画等の妥当性	4.00
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)
①業務主任者の経験・能力 総括／人身取引対策／省庁間連携／啓発活動	(32.00) ()
ア) 類似業務の経験	12.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00
ウ) 語学力	6.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00
オ) その他学位、資格等	4.00
②副業務主任者	(-) ()
カ) 類似業務の経験	-
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-
ク) 語学力	-
ケ) 業務主任者等としての経験	-
コ) その他学位、資格等	-
③体制、プレゼンテーション	(8.00) ()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-
(2) 業務従事者の経験・能力： 業務調整／研修管理／ジェンダー	(20.00)
ア) 類似業務の経験	10.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00
ウ) 語学力	4.00
エ) その他学位、資格等	4.00
(3) 業務従事者の経験・能力：	()
ア) 類似業務の経験	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	
ウ) 語学力	
エ) その他学位、資格等	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()
ア) 類似業務の経験	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	
ウ) 語学力	
エ) その他学位、資格等	
(5) 業務従事者の経験・能力：	()
ア) 類似業務の経験	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	
ウ) 語学力	
エ) その他学位、資格等	
総合評点	[100.00]

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ベトナムでは、ドイモイによる市場経済導入後、経済発展が進む一方で地方と都市部の格差が拡大し、国内外の人の移動に伴い人身取引被害が深刻化している。ベトナム政府は、2004年に人身取引対策国家行動計画（以下「国家行動計画」）を策定し、法政策、予防、取り締まり、被害者の社会復帰支援の分野において様々な取り組みを実施してきており、2015年12月には第3期国家行動計画を制定した。また、カンボジア、タイ、ラオス、中国といったメコン地域や周辺の各国との二国間協定の締結にも取り組み、法的枠組みは徐々に整いつつある。その一方で、被害は年々増加傾向にあり、被害の予防や被害者への支援において、さらなる取り組みが求められている。

JICAは2009年～2011年まで、女性連合（Vietnam Women's Union、以下「VWU」）に対し個別専門家「人身取引対策アドバイザー」を派遣し、ベトナムの人身取引にかかる状況や関係機関による取り組み、課題等に関する調査を行った。同調査を通じて、ベトナムでは労働や国際結婚を目的とした海外移民の増加に伴い人身取引の問題が深刻化するなかで、人身取引対策に特化した情報提供やカウンセリングのニーズが増えているものの、包括的なサービスが提供できていないことが明らかになった。被害を未然に防ぎ、被害者保護のためのカウンセリングや情報提供等を行い、さらに人身取引対策関連機関の横断的な連携体制を強化するための有効な方策の一つに、人身取引対策ホットラインが挙げられる。

このような状況の下、JICAは2012年～2016年まで、「人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」（以下「先行フェーズ」）を実施し、労働傷病兵社会省（Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs、以下「MOLISA」）が2004年から運営している子どものためのホットライン機能を拡大し、人身取引被害の予防や被害者への支援を目的とするコールセンターの設立、運営を支援した。先行フェーズでは、ハノイ市にオペレーションセンターを設置し、プロジェクトサイトとして選定したアンザン省とハザン省にコネクティング・ユニットを設置した。人身取引対策に関する問い合わせに対応するためには、関係機関との協力体制の構築が不可欠となるが、先行フェーズの成果として、2015年12月にMOLISA、公安省、国防省、VWUの関係部署による合意文書“Joint Plan on Operation of Anti-Trafficking in Persons”（2015-2020）（以下「合意文書（Joint Plan）」）が締結され、ホットラインの運営やレファラル、認知向上活動に関する省庁横断的な協力体制が明記された。

しかしながら、近年人の移動の活発化により、人身取引被害の範囲は拡大し、被害の形態も複雑になってきている。このような状況のなかで、MOLISAより、先行フェーズでは限定的だった人身取引対策ホットラインをベトナムの他の地域へも広げるため、ハノイ市、アンザン省、ダナン市に地域コールセンターを設置するための技術協力の要請書が提出された。地域コールセンターの設置地域として提案のあったベトナム中部のダナン市は、観光産業をはじめ経済が急速に発展しており、今後人身取引被

害の増加が見込まれる地域である。本フェーズにおいては、上記3地域の地域コールセンターの整備、運営を支援し、MOLISAと関係機関との協力体制を更に強化することで、より多くのユーザーに役立つホットラインの運営を目指す。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト

(2) 上位目標

人身取引被害者及び潜在的被害者に対する適切なレファラルが地域レベルにおいて実施される

(3) プロジェクト目標

人身取引対策ホットラインの運営が地域レベルにおいて強化される

(4) 期待される成果

成果1：関係機関との連携により、中央及び省・市レベルでレファラル及び情報共有体制が強化される

成果2：ハノイ市（北部地域）、アンザン省（南部域）、ダナン市（中部地域）において人身取引対策地域コールセンターが整備される

成果3：全国において人身取引対策ホットラインにかかる人々の認識が向上する。

(5) 活動の概要

【成果1に関する活動】

0 ベースライン及びエンドライン調査を実施する

0-1 ベースライン、エンドライン調査計画（調査項目、対象範囲、調査方法等）を策定する

0-2 ベースライン調査を実施し、結果を取りまとめる

0-3 エンドライン調査を実施し、結果を取りまとめる

1-1 中央においてプロジェクトのキックオフミーティングを実施する

1-1-1 キックオフミーティングの議題、参加者を特定する

1-1-2 キックオフミーティングをハノイで開催する（半日）

1-2 ホットライン運営上の連携体制にかかる省庁間ワーキングチーム（Inter-Agency Working Team、以下「IAWT¹」）定期会議及びワークショッ

¹ 先行フェーズにおいて、2016年3月に人身取引対策ホットライン運営と協力体制の構築のため、関係機関をメンバーとして設置された。

プを実施する

- 1-2-1 人身取引対策ホットライン運営にかかる IAWT 年間活動計画を策定する
- 1-2-2 現状報告、関係機関からの情報提供のため、IAWT 会議を四半期ごとに実施する（各関係機関からの代表各 1、2 名）
- 1-2-3 人身取引にかかる IAWT へのワークショップを実施する（他機関との連携体制、関連政策、ケースマネージメント等）
- 1-2-4 人身取引対策ホットラインを政策文書（人身取引対策国家計画 2016～2020 年の年間計画）に反映するための提言を作成する
- 1-2-5 作成した提言を 138 委員会²（公安省（Ministry of Public Security、以下「MOPS」）C42³）に提出する
- 1-2-6 人身取引対策ホットラインを政策文書（人身取引対策国家計画 2021～2025 年）に反映するための提言を作成する
- 1-2-7 作成した提言を 138 委員会（MOPS C42）に提出する
- 1-3 労働傷病兵社会局（Department of Labour, Invalids and Social Affairs、以下「DOLISA⁴」）フォーカル・ポイントへのレファラル体制にかかるセミナーを実施する
 - 1-3-1 DOLISA フォーカル・ポイントへのセミナー計画（内容、スケジュール、資料）を策定する
 - 1-3-2 DOLISA フォーカル・ポイントへのセミナーを各地域コールセンターにて年 1 回実施する（1、2 日間）（研修内容：他機関との緊急時連携体制、関連政策、ケースマネージメント等）
- 1-4 関係機関からのレファラル情報をもとに E-ディレクトリ⁵を更新する
 - 1-4-1 現在の E-ディレクトリについて、不足している関係機関の情報を確認する
 - 1-4-2 関係機関（DOLISA、MOPS、VWU、国境警備隊（Border Guard Command、以下「BGC」等）の連絡先にかかる情報の提供を要請する
 - 1-4-3 E-ディレクトリを更新する
 - 1-4-4 電話相談員による活用を通じて定期的に更新する
- 1-5 合意文書を更新する
 - 1-5-1 人身取引対策法の細則にかかる政令（Decree No.09⁶）を改定する（政令への人身取引対策ホットラインについての記載を含めるため）
 - 1-5-2 既存の合意文書（Joint Plan）をレビューし、改訂点を確認する
 - 1-5-3 改訂版合意文書のドラフトを作成し、ワークショップを通じて関係機関

² 「人身取引対策国家行動計画」を推進するための委員会（MOPS C42 が事務局）。

³ 政策を担当する。

⁴ MOLISA（中央レベル）は、全国 63 省・市に設置された DOLISA の指揮・監督を行う。

⁵ 人身取引に関連する省や関係機関などの連絡先が入力されている。

⁶ Decree 09 Stipulating in Detail a Number of Articles of the Anti-Human Trafficking Law

に共有する

- 1-5-4 各関係機関からのコメントを取り付け、最終化する
- 1-5-5 改訂版合意文書を省庁間公式文書（Circular）として承認する

1-6 近隣諸国と経験共有を実施する

- 1-6-1 タイ（バンコク）でのメコン地域ワークショップ（JICA）において活動内容を共有する
- 1-6-2 人身取引対策に関するメコン地域閣僚イニシアティブ（Coordinated Mekong Ministerial Initiative Against Trafficking、以下「COMMIT」）の高級実務者会合（Senior Officer Meeting、以下「SOM」）において活動内容を共有する
- 1-6-3 課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」において活動内容を共有する（本邦、例年10～11月）

【成果2に関する活動】

- 2-1 人身取引対策ホットラインオペレーションガイドライン⁷（2015年）を改定する
 - 2-1-1 既存のオペレーションガイドラインをレビューし、改善点（電話相談員アセスメント方法、ガイドライン改訂方法等）を確認する
 - 2-1-2 改訂版オペレーションガイドラインのドラフトを作成し、ワークショップを通じて関係機関に共有する
 - 2-1-3 IAWT を含む各関係機関からのコメントを取り付け、最終化する
 - 2-1-4 改訂版オペレーションガイドラインを児童局（Department of Children Affairs、以下「DCA」）により承認する
- 2-2 地域コールセンターの人身取引対策ホットラインの機材の調達、データベース管理ソフトを拡充する
 - 2-2-1 機材を調達し各センターに設置する
 - 2-2-2 技術者への維持管理にかかる指導を実施する
- 2-3 電話相談員に対する研修を実施する
 - 2-3-1 現在の研修ガイドラインをもとに電話相談員への研修計画（内容、スケジュール、マテリアル教材等）を策定する
 - 2-3-2 地域コールセンターの電話相談員へカウンセリング研修を実施する
 - 2-3-3 地域コールセンターの電話相談員へケースマネージメント研修を実施する
 - 2-3-4 電話相談員の経験をもとにケースブックを作成し DOLISA フォーカル・ポイントへ共有する

⁷ 先行フェーズにて人身取引対策ホットラインへの相談電話の受信およびレファラルのプロセスを明記した「Operational Guideline for Anti-Trafficking in Person Hotlines（オペレーションガイドライン）」が作成され、2015年8月に印刷が完了した。

2-4 カウンセリングサービスの質を内部・外部評価する

- 2-4-1 改定されたオペレーションガイドラインに基づき、電話相談員のカウンセリング能力を DCA が内部評価する
- 2-4-2 改定されたオペレーションガイドラインに基づき、電話相談員のカウンセリング能力を外部評価する
- 2-4-3 アセスメントの結果を取りまとめ電話相談員に共有し、研修内容に反映する（活動 2-3-1）
- 2-5 人身取引対策ホットライン情報を分析し、半年ごとの報告書に取りまとめる
 - 2-5-1 半年ごとの報告書の記載項目（相談内容、リファー先機関、電話件数、追跡結果、ホットライン番号の入手元、課題・教訓等）を定める
 - 2-5-2 各地域コールセンターからの月例情報・データを取りまとめ分析する
 - 2-5-3 年 2 回、報告書を取りまとめ関係機関に共有する

【成果 3 に関する活動】

- 3-1 包括的な啓発活動計画を策定する
 - 3-1-1 現在、各関係機関が実施している啓発活動、教材・グッズ、人身取引ホットスポットをレビューし、効果的な広報方法を特定する
 - 3-1-2 啓発活動計画（手段、啓発対象、スケジュール）を策定する
 - 3-1-3 啓発活動計画を関係機関と共有する
- 3-2 啓発教材・グッズを作成する
 - 3-2-1 啓発教材・グッズ（パンフレット、カレンダー、キーホルダー等）を作成する
 - 3-2-2 既存の啓発教材・グッズ（パンフレット、カレンダー、キーホルダー等）を確認し改定する
- 3-3 啓発活動（メディア、パンフレット、カレンダー等）を実施する
 - 3-3-1 メディアを通した全国での啓発活動を実施する
 - 3-3-2 DOLISA 及び関係機関へ活動実施に使用するための啓発教材・グッズを配布する

（6）プロジェクトサイト/対象地域

地域コールセンター（ハノイ市、アンザン省、ダナン市）及びベトナム全国

（7）実施機関・関係機関⁸

【実施機関】

労働傷病兵社会省（Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs (MOLISA)
児童局（Department of Children Affairs (DCA) ）

【関係機関】

⁸ 関係する機関が多岐にわたるため、既出のものも含めて再度正式名称を記載する。

- MOLISA 社会悪予防局 (Department of Social Vices Prevention、以下「DSVP」) 、社会援助局 (Department of Social Assistance (DSA)) 、海外労働局 (Department of Overseas Labor (DOLAB))
- 公安省 (Ministry of Public Security (MOPS)) C42、C45⁹、
- 国防省 (Ministry of National Defense、以下「MND」) 国境警備隊 (Border Guard Command (BGC))
- 女性連合 (Vietnam Women's Union (VWN))

(8) 協力期間

2018年10月中旬～2021年10月中旬（36ヶ月）

3. 業務の目的

「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D (Record of Discussion) に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2017年7月26日に当機構が MOLISA と締結した R/D に基づいて実施される「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」の枠内で、「3.業務の目的」を達成するため、「5.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6.業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

キャパシティ・ディベロップメントを目的とする技術協力プロジェクトでは、実施機関のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うこと。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（実施機関との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

(2) 契約の分割

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・第一期：2018年10月中旬～2019年4月上旬（6か月）

⁹ 捜査を担当する。

・第二期：2019年4月下旬～2021年10月中旬（30か月）

このため、第一期の契約期間の終了時点において、活動結果を踏まえ、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAと協議を行い、契約交渉を経て契約書を締結すること。

（3）プロジェクト実施体制

本業務は、コンサルタントによる専門家チームとベトナム側カウンターパートにて構成されるプロジェクトチームによって運営される。プロジェクトチームの主たるメンバーとしてはDCA局長（プロジェクト・ダイレクター）、カウンセリング・コミュニケーションサービスセンター（CCCS）センター長（プロジェクト・マネージャー）、副センター長（アシスタント・プロジェクト・マネージャー）、コンサルタントによるプロジェクト専門家である。コンサルタントは、プロジェクトの進捗に応じ、チーム内メンバーの役割や構成等を変更する必要性を認めた場合、ベトナム側カウンターパート及びJICAに対し、メンバーの変更を提案する等、プロジェクト活動を常に円滑に実施するための体制確保に努めること。

また、プロジェクト方針・内容・活動計画を議論、確認し、意思決定を行う場として、R/Dにて合同調整委員会（JCC）を設置することが決定されている。JCCはプロジェクト・ダイレクターを議長とし、プロジェクトチームの他、MOPS、MND、VWU、JICA（本部、事務所）にて構成される。第一回JCCはプロジェクト開始後、第二回JCCは第二期契約期間の開始時、第三回JCCは第二期の中盤、第四回JCCは第二期の後半の全4回開催する予定としている。JCC開催時には、議事録（Minutes of Meetings : M/M）を作成の上、ベトナム側関係機関の確認を経て、署名を得た上でJICAに提出すること。

（4）DCAのホットライン運営体制

- 1) ハノイ市、アンザン省、ダナン市での地域コールセンターが立ち上げられ、ホットラインの全国統一電話番号 111 による運営が開始されている。既存の 8 ケタ番号も当面は併用されるが、今後は全国統一番号へ移行する予定である。
- 2) 適切な数の人員（電話相談員）と運営のための予算（電話相談員への給与、電話機材維持管理費、通話料等）の確保については、MOLISA が全面的に責任を持つ（ハノイ市には既に 19 名の相談員が配置されており、アンザン省、ダナン市には各 6 名の新規の相談員が配置された）。なお、MOLISA は新規に配置された相談員のためのカウンセリング研修を 2018 年 8 月に実施する予定である。
- 3) 本プロジェクト開始前に、DCA の指示のもと、全 63 省・市に設置された DOLISA が人身取引対策ホットラインのフォーカル・ポイントを各ソーシャルワークセンタースタッフ又は DOLISA 職員の中から任命する。それぞれのフォーカル・ポイ

ントは、人身取引ホットラインの照会先情報をまとめた E-ディレクトリを拡充するため、シェルターや病院等の情報を収集する役割を担う。また、緊急時には関係機関の間の調整業務を行う。

- 4) DCA が IAWT を主導し、四半期毎の会議を通じ人身取引対策ホットラインの取り組みを政策文書に反映させるための提言を取りまとめる。MOLISA は提言を 138 委員会（事務局：MOPS C42）に提出し、同委員会への働きかけを行う。

(5) 関連資料・情報の収集、整理、分析

詳細計画策定調査団が収集した資料を分析すると共に、国内で入手可能な追加情報を収集、整理、分析する。そのため、調査団が収集したプロジェクト関連資料だけではなく、JICA が他国で実施する他の人身取引案件や、人身取引に関わる様々な機関のレポートも収集、分析し、現地での活動に活用すること。

(6) MOPS C42への情報共有と巻き込み

案件の実施においては、「人身取引対策国家行動計画」を推進するための委員会（138 委員会）の事務局でもあり、ベトナムの人身取引対策への責任を担う MOPS C42 の関与が不可欠である。本プロジェクトにおいてはホットラインの効果的且つ継続的な運営のため、MOPS C42 の関与を高めることが重要であり、定期的・継続的な情報共有や意向反映に努めること。

(7) 使用言語

DCA のプロジェクトメンバーは概ね英語での対応が可能であるが、DOLISA や他の関係機関は、英語での対応が難しいことが多い。そのため、これらの機関とコミュニケーションにあたり、プロジェクトの現地要員を活用するほか、通訳（英語 ⇄ ベトナム語を想定）の傭上が必要な場合は、それに関する経費について本見積に含めること。

(8) 広報

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、特にベトナム及び日本の国民各層に正しく理解されるよう、効果的な広報に努めること。日本・ベトナム両国のメディアへの情報提供等を通じ、積極的な情報発信を行うとともに、啓発活動等のコンテンツをベトナム国内の一般的なメディアやソーシャルメディア、YouTube 等を通じて発信すること。加えて、本プロジェクトの活動の進捗状況及び成果について、JICA の Web サイト上に設置するプロジェクトホームページに原稿を提供するほか、プロジェクト中の写真やニュースレターを掲載すること。

(9) 第一期の渡航時期

実施機関は、可能な限り早期のプロジェクト活動開始を希望している。そのため、少なくとも業務従事者のうち1名は契約締結後すぐに渡航することが望ましい。

6. 業務の内容

各契約期間における業務内容は、以下を想定している。上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえながら、本プロジェクトの成果達成に向けた活動を実施する。業務の方法や活動の詳細については、プロポーザルにおいて提案すること。その際必要な人員配置や必要機材、経費についても見積もること。

【横断的事項】

(1) 業務計画書の作成・協議

コンサルタントは、共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、各契約期間の契約日から起算して10営業日以内にJICAに対して提出し、承諾を得る。

(2) ワーク・プラン及びモニタリング・シートの作成・協議

JICA 提供資料及び独自に収集した情報を分析し、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画を作成し、これらをワーク・プラン（英文）及びモニタリング・シート Ver.1（英文）に取りまとめる。これを基に、実施機関であるDCAと協議・意見交換し、必要に応じて修正のうえ、合意すること。モニタリング・シートについては、Ver.1の作成から6か月おきにDCAと共同で更新版を作成し、JICAに提出すること。なお、R/Dで確認されたPDM及びPOについては、案件開始後にJICAと協議の上、改定の必要性について検討すること。また、プロジェクトの進捗等に応じ、定期的に実施機関とPDM及びPOを見直し、必要に応じて改定すること。

(3) ベースライン及びエンドライン調査の実施

事業効果を測定することを目的とし、PDMの指標にかかるデータを収集し、簡易なベースライン及びエンドライン調査を実施する。PDMの指標以外に収集すべきデータがある場合はその内容と理由を含めてプロポーザルにて提案すること。ベースライン調査は第二期開始直後、エンドライン調査は第二期終了前に実施し、それぞれの調査報告書を取りまとめることを想定している。

【各成果に係る業務内容】

第一期：2018年10月中旬～2019年4月上旬

(1) 成果1に係る業務内容

成果1では、地域コールセンターの円滑な運営開始のため、先行フェーズで築かれたDCAと関係機関との連携を更に強化し、中央及び省・市レベルでレファラルと情報

共有体制を強化することを目指す。そのため、以下を実施する。

1) キックオフミーティングの実施

本プロジェクト開始時にキックオフミーティングを実施し、関係機関（MOLISA の関係部署、MOPS、MND、VWU 等）の代表者に対しプロジェクトへの協力要請を行う。

2) IAWT の年間活動計画の策定支援

IAWT 定例会議及び人身取引にかかるワークショップの実施（四半期ごと）のための年間活動計画の作成を支援する。ワークショップにおいては、主に中央の関係機関の代表者への人身取引対策に関する研修（他機関との連携体制、関連政策、ケースマネージメント等）や情報共有の機会を提供することを想定している。

3) DOLISA フォーカル・ポイントのセミナー計画の策定支援

プロジェクト開始に先立ち、MOLISA が全 63 省・市において人身取引対策ホットラインの DOLISA フォーカル・ポイントを任命する予定である。フォーカル・ポイントを通じたレファラル体制を確立するため、フォーカル・ポイントのセミナーの計画策定を支援する。なお、セミナーは、各地域コールセンターにてそれが管轄する省のフォーカル・ポイントを対象とする。開催は年 1 回（1、2 日間）、セミナーの内容は現地の関係機関の職員や大学教員等を講師として、他機関との連携体制の構築方法、人身取引対策にかかる関連政策、ケースマネージメント等を想定しているが、状況に応じて内容を工夫すること。

4) 省庁間連携のための合意文書（Joint Plan）の更新

本プロジェクトでは、先行フェーズにおいて、2015 年 12 月に MOLISA、MOPS、MND、VWU の関係部署により締結された合意文書（Joint Plan）を更新し、改定版合意文書を省庁間公式文書（Circular）として承認されるための支援を行う。合意文書（Joint Plan）の改定および承認のための主な作業は第二期契約期間の活動となるが、第一期契約期間では、その根拠となる DSVP の「人身取引対策法の細則にかかる政令（Decree No.09）」の改定作業（被害者支援における省庁間連携のメカニズムにかかる記載を追記）を支援する。

5) 近隣諸国との知見共有

JICA がタイ「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」において、2019 年 1 月（3 日間）にバンコクにて開催するメコン地域ワークショップに参加し（コンサルタント 1 名、プロジェクトの現地要員 1 名の参加を想定）、2020 年以降の近隣諸国との知見共有の方法について実施機関と検討・協議する。

本邦で JICA が実施する課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」¹⁰等の機会を捉えて、本プロジェクトの知見を共有するなど、JICA が実施する他の人身取引対策分野事業との相乗効果を発現できるような工夫を検討すること。また、UN-ACT¹¹ (United Nations Action for Cooperation Against Trafficking in Persons) が主催している、COMMIT の SOM にて、本プロジェクトの紹介を行う等、経験共有を行うこと。

(2) 成果 2 に関する業務

成果 2 では、ハノイ市（北部地域）、アンザン省（南部地域）、ダナン市（中部地域）における人身取引対策地域コールセンターの整備を目的とする。そのため、以下を実施する。

1) ホットラインオペレーショナルガイドラインの改定に向けた準備

先行フェーズにおいて作成された人身取引対策ホットラインオペレーショナルガイドラインをレビューし、改善点（電話相談員アセスメント方法やガイドライン改定方法など）を確認する。第一期契約期間では、DCA と協議しながら本フェーズの地域コールセンターの業務に対応するための改訂の準備を行う。なお、先行フェーズにおいて DCA 内での承認プロセスに時間を要したことから、承認のための事前の調整を十分に行うこと。また、ガイドラインは各地域コールセンターにおいて活用し、必要に応じて改訂すること。

2) ホットライン機材の調達、データベース管理ソフトの拡充

ダナン市、アンザン省の地域コールセンターへの電話機の調達、3ヶ所の地域コールセンターへのデータベース管理ソフトの拡充のため機材供与を行うこと。

2017 年 7-8 月に JICA ベトナム事務所にて必要機材の仕様検討のための調査を実施した。同調査の結果も考慮に入れた上で、プロジェクト開始後、実施機関と協議のうえ、機材仕様の選定、調達、設置を行うこと。機材仕様に関しては、アンザン省については既に導入されている機材（電話、パソコン）の数量の増加が中心となり、新たに人身取引対策ホットラインが開設されるダナン市については、アンザン省と同規模の新規機材の導入を想定している。さらに、3ヶ所の地域コールセンターをオンラインで繋ぐためのデータベースソフトの拡充が必要となる。なお、先行フェーズでは、機材調達に時間要したことから、調達計画を作成する際には調達プロセスを十分に確認すること。なお、機材調達にあたっては、JICA の会計規程、JICA が定める「委

¹⁰ 本研修は、日本を含むアジア各国の関係者的人身取引対策（特に予防、被害者保護・自立支援）に関する取り組みの相互理解促進し、より効果的な地域連携の促進を目的として実施されている。2018年度の研修期間は10月下旬から11月上旬。研修参加国にベトナムも含まれる予定である。

¹¹ 人身取引に関する国連機関合同アクション

託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に従うこと。

機材導入後、機材納入業者による各地域コールセンターの機材維持管理担当者に対する技術指導の実施を支援する。機材導入時期が第二期契約期間になる場合は、機材維持管理担当者に対する技術指導の実施支援は第二期に実施すること。

なお、ホットライン機材の調達、データベース管理ソフトの拡充にかかる費用については、機材の仕様や数量について、実施機関と協議のうえ決定することから、現時点で見積額を計上することが困難であることを鑑み、機材調達およびソフト拡充にかかる費用は一律で800万円を本見積に計上することとする。

3) 電話相談員への研修の評価及び研修計画への反映

前述のとおり、各地域コールセンターの電話相談員に対するカウンセリング研修が2018年8月に実施される予定である。第一期契約期間では、当該研修の結果を踏まえ、DCAによる内部評価の支援を実施する。なお、内部評価はDCAにより四半期ごとに実施され、外部評価に関しては先行フェーズ同様、DCAが外部評価者を備上し、半年に一度実施する予定である。これらの評価結果を次回の電話相談員への研修計画へ反映すること想定している。なお、外部評価者の備上を含む外部評価はDCAの主導で実施する。

第二期：2019年4月下旬～2021年10月中旬

(1) 成果1に関する業務

1) IAWT 定例会議等の開催

第一期に策定されたIAWTの年間活動計画をもとに、IAWTの定期会議及びワークショップの実施を支援する。本フェーズでのIAWTの重要な役割として、人身取引対策ホットラインの持続性確保のため、本プロジェクトを第3期国家計画（2016年～2020年）の年間計画に反映するための提言の検討・作成、138委員会への提出がある。関係機関とも協議し、2018年、2019年度計画のための提言書の作成、提出を支援すること。また、本プロジェクトを第3期国家計画（2016年～2020年）の年間計画に反映するための提言を検討・作成し、2020年度に138委員会に提出する。さらに、本プロジェクトの成果や課題を取りまとめ、第4期国家計画（2021年～2025年）に反映するための提言を作成、提出すること。

2) DOLISA フォーカル・ポイントへのセミナーの実施

第一期に策定された、DOLISA フォーカル・ポイントのセミナー計画をもとにセミナーを実施する。セミナーの内容は、第一期参照。

3) E-ディレクトリの拡充

E-ディレクトリに関しては、各省の関係機関からのレファラル情報をもとに更新する。先行フェーズにおいて、全国を管轄していたハノイ市のオペレーションセンターで、MOPS、BGC、VWU の連絡先が記載された E-ディレクトリが整備されているが、本フェーズではこれらの情報に加え、県やコミューンレベルの警察、BGC、VWU、及びフォーカル・ポイントを通じて NGO、シェルター等の詳細情報を入手すること。また、E-ディレクトリはオンライン上で各地域コールセンターにて共有・更新ができる仕様に変更することが検討されているため、電話相談員による定期的な更新作業を支援するとともに、更新作業を電話相談員の業務として適切に位置づけるための活動を実施すること

4) 省庁間連携のための合意文書（Joint Plan）の更新

第一期に引き続き、先行フェーズにおいて締結された合意文書（Joint Plan）の内容をレビューし、ドラフトを関係機関と検討し、最終化する。ベトナム政府文書には Law（国会で承認）、Decree（政府が承認）、Circular（省が承認）、覚書の 4 つのレベルがある。人身取引対策には、省レベル（MOPS、MND 等）での協力メカニズムの構築が必要となるが、合意文書（Joint Plan）の内容を省庁間公式文書（Circular レベル）に高め、地方での関係機関の連携を確保するため、改訂版合意文書が省庁間公式文書（Circular）として MOLISA、MOPS、MND、VWU にて承認される手続きを支援すること。

5) 近隣諸国との知見共有

第一期参照。

（2）成果 2 に関する業務

1) ホットラインオペレーションガイドラインの改定

第一期に引き続き、DCA との協議を通じて本フェーズの地域コールセンターの業務に対応できるよう、ガイドラインの改訂支援を行う。ドラフトを作成し、IAWT や関係機関と協議、最終化し、DCA から承認を得る。先行フェーズにおいて、DCA 内での承認プロセスに時間を要したことから、事前の調整を十分に行うこと。また、ガイドラインは各地域コールセンターにおいて活用後、必要に応じて改訂することが求められるため、そのような業務を各地域コールセンターの業務の一環として適切に位置づけることに留意し、活動を実施すること。

2) ホットライン機材の調達、データベース管理ソフトの拡充

機材導入後、必要に応じて、機材納入業者により各地域コールセンターの機材維持管理担当者に対する技術指導を実施するための支援を行うこと。

3) 電話相談員への研修とカウンセリング評価

各地域コールセンターの電話相談員に対するカウンセリング研修、ケースマネージメント研修を計画・実施する。カウンセリング研修については、DCAの既存の研修ガイドラインをもとに研修計画（内容、スケジュール、マテリアル教材等）を策定し、実施に際しては、講義のみならず電話相談員の経験をもとに研修教材としてケースブックを作成し、それらをケースマネージメント研修に用いる。作成されたケースブックは、DOLISA フォーカル・ポイントへも共有し、人身取引対策への理解促進を図ること。

カウンセリングサービスの質の評価として、上記第二期の（2）1)で改訂されたオペレーションガイドラインに即したカウンセリングの実施状況について、DCAによる内部評価及び外部評価者による外部評価を行う。

4) 人身取引対策ホットライン情報の取りまとめ

人身取引対策ホットラインに関する運営状況の確認・分析と運営の質の向上のため、半年ごとに報告書を作成し、MOPS C42 を含め関係機関に共有する。既存の報告書の記載項目のレビュー、本プロジェクトにおいて必要となる記載項目を再検討し、DCAによる取りまとめを支援する。

（3）成果3に関する業務

成果3では、ベトナム全国において人身取引対策ホットラインにかかる人々の認識向上を図る。

1) 包括的な啓発活動計画の策定

現在関係機関が独自に実施している啓発活動、教材・グッズ、人身取引ホットスポットをレビューし、ベトナム全国への周知のために関係機関と協働し、効果的な広報方法、啓発教材の開発のための計画策定を支援すること。なお、本フェーズでは、人身取引対策ホットライン番号の全国への周知を目的としており、先行フェーズで実施されたような特定の県やコミュニーンに限定した個別の啓発活動は想定しない。TV やラジオ、ソーシャルメディア等、関係機関の既存の広報活動を有効に活用することを想定している。なお、DCA は全国放送の番組を有しており、同時にアンザン省、ダナン市もローカル放送を啓発活動に用いていることが確認されている。なお、DCA は、国営ラジオ放送（Voice of Vietnam）の番組（毎週日曜日）において、ホットラインの電話番号周知や人身取引に関する情報を広報している。

2) 啓発教材・グッズの作成および啓発活動の実施支援

啓発教材・グッズ（パンフレット、カレンダー、キーホルダー等）を作成する支援を行う。作成した啓発教材・グッズの関係機関への配布は中央にて一括で実施するこ

とを前提として、中央から地方への配布は各関係機関の既存の組織体制を用いることを想定している。

また、人身取引対策は MOLISA のみならず MOPS 等多くの関係機関や近隣諸国においても重要視されるテーマであるため、ベトナム全国への人身取引対策ホットラインの電話番号周知と並行し、他ドナーからも理解を得られるよう工夫すること。本プロジェクトの成果等をよりハイレベルの地域会合（ACWC¹²関連会合等）で共有する等の可能性を探る。さらに、JICA は人身取引分野に関し、タイやミャンマーにおいてもそれぞれの国の特徴や実情に合わせた協力を実施している。電話相談ホットラインについてはベトナムの取り組みが他国を先行しているため、本邦で実施される課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」等の機会を活用して、ベトナム側より他国へ情報共有・広報活動を行うことを検討すること。

（4）業務進捗報告書の作成

第二期の中間時点で、活動内容とプロジェクト目標の達成度等を合わせて、業務進捗報告書（和文）を作成し、JICA へ提出する。JICA からのフィードバックを踏まえ、適宜加筆・修正の対応を行うこと。

7. 報告書等

（1）報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書のベトナム側関係機関への説明・協議にあたっては、事前に JICA に対し説明を行い、内容について了承を得ること。

期	報告書名	提出時期	部 数
第一期	業務計画書（第一期） (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文：電子データ
	ワーク・プラン（第一期）	第一期の現地業務開始時	英文：5 部
	モニタリング・シート	・Ver.1：第一期契約業務開始から 1 カ月以内 ・以降、半年毎に提出に提出	英文：1 部

¹² ACWC : ASEAN Commission on the Promotion and Protection on the Rights of Women and Children

	業務完了報告書 (第一期)	第一期契約終了時	英文：5部 和文：電子データ (和文は要約版を可とする)
第二期	業務計画書（第二期） (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文：電子データ
	ワーク・プラン（第二期）	第二期の現地業務開始時	英文：5部
	ベースライン調査報告書	第二期開始後 6 か月以内	英文：5部 和文：5部
	モニタリング・シート	・半年毎に提出 ・最終のモニタリング・シートは、Completion Report として案件終了 3 カ月前に提出し、JICA の確認を経て、JCCにおいて最終化する。	英文：1部
	業務進捗報告書	第二期の中間時期	和文：1部
	エンドライン調査報告書	第二期契約終了時	英文：5部 和文：5部
	プロジェクト事業完了報告書	第二期契約終了時 なお、ドラフトを 2 カ月前に提出し、JICA からのコメントを踏まえて最終化	英文：10 部 ベトナム語：5 部 和文：3 部 CD-ROM：3 枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-ROM）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照のこと。
各報告書の記載項目（案）は、当機構とコンサルタントで協議、確認すること。

（2）技術協力作成資料等

実施機関と合同で作成する人身取引対策ホットラインに関する運営状況の確認・分析の報告書や啓発教材・グッズ等を技術協力資料として提出する。なお、提出に当たっては、業務進捗報告書及びプロジェクト事業完了報告書に添付して提出すること。

(3) 業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告すること。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

(4) 収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、収集資料リストを添付の上、JICAに提出すること。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務行程計画

本プロジェクトの実施期間は、2018年10月～2021年10月（36ヶ月）とする。本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定している。

- ・第一期：2018年10月中旬～2019年4月上旬
- ・第二期：2019年4月下旬～2021年10月中旬

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とするが、効率的且つ効果的な実施方法を提案すること。

第一期	7.30M/M
（全体）	44.87M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定しているが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- 1) 総括/人身取引対策/省庁間連携/啓発活動（2号）
- 2) 業務調整/研修管理/ジェンダー（4号）
- 3) IT/機材調達

3. 対象国の便宜供与

2017年7月にベトナム政府と締結したR/Dに基づく。本プロジェクトの事務所は、DCA建物内に確保されている。事務所には電気やインターネットが通じており、プリンター等のOA機器を利用する事も可能である。

4. 配布資料

- (1) R/D（2017年7月）
- (2) 詳細計画策定調査報告書
- (3) 協議議事録（Minutes of Meeting: M/M）
- (4) 「ベトナム国人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」中間レビュー調査報告書、終了時評価調査報告書
- (5) 「ベトナム国人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」情報収集調査報告書（2016年6月25日～6月30日実施）
- (6) 必要機材の仕様検討のための調査報告書（TECHNICAL PROPOSAL FOR

SECOND PHASE ANTI-TIP HOTLINE SYSTEM IN VIETNAM)

(7) その他関連資料

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。

6. 現地再委託

上記業務内容のうち、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・N G O等に再委託して実施することを認める。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこととし、その費用は本見積に含めること。

また、現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業開始に先立ち、渡航予定の業務従事者全員を外務省「たびレジ」に登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制都市、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制を JICA に提出する。

(3) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外の役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定している。

以上